

(参考)

## 1. 申請資料における除草剤の残留に関する記載について

新規の除草剤と作物の組み合わせの場合、以下の情報を参考として申請資料に記載する。

- ① 当該作物（可食部）における残留量及び残留基準値（代謝物に関する基準がある場合は、その基準値を含む）
- ② 残留量が①の残留基準値又は一律基準を超える場合は、インポートトレランス申請の状況及び海外の基準値
- ③ 代謝物については、組換え体特有の代謝物が産生される場合は、その残留量、残留基準値設定の有無及び安全性に関する情報

## 2. 申請資料におけるベクターに関する記載について

「第4 ベクターに関する事項」、「第5-4 ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項」について、基本的には、従来の記載方法とする。

記載できない場合にあつてはそれに代えて導入用ベクターの外骨格該当部分の構成要素（由来を含む）の記載とすることも可とするが、発現ベクターとして導入するなど外骨格領域が組換え体に残存している場合は、従来の記載方法とし、それ以外でも確認が必要な場合は、追加で詳細な資料を求めることとする。